

平成27年(ハ)第728号 放送受信料請求事件
原告 日本放送協会
被告 宮内正徹

証拠説明書(1)

2016年4月20日

奈良地方裁判所民事部4B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 佐藤真理

頭書事件につき、以下のとおり、証拠説明書を提出する。

乙号証	標目 (原本・写し)	作成 年月日等	作成者等	立証趣旨
1	日本放送協会 受信規約	写し 2015年1月	日本放送協会	日本法相協会は、視聴可能性と受信料について、対価性が認める規定を設けていること等。
2	「放送法逐条 解説(改訂版) 」 1頁～3頁	写し 2012年1月5日 (発行)	金澤薫	無線電信法が廃止され、放送法が制定された経緯等。
3	「放送制度の 現代的展開」 1頁～5頁	写し 2001年11月30 日(発行)	舟田正之 長谷部恭男	無線電信法が廃止され、放送法が制定された経緯等。
4	「言論法研究 Ⅲ」 156頁～163頁	写し 1993年6月5日 (発行)	石村善治	衆議院電信通信委員会における網島電波監理長官の放送法案概要説明の内容等。

5の 1～ 7	開示の求め	写 し	2014. 2. 18	白井啓太郎	訴外白井が、原告に対し、NHK会長の任命に関する内規である「指名部会規則」や「NHK会長任命に係る内規(平成23年6月28日制定)」「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案(平成25年10月8日改正)」等合計7件の開示を求めたこと等。
6の 1～ 7	文書不開示のご連絡	写 し	H26. 3. 24	日本放送協会 会長	原告が、上記「指名部会規則」等7件の開示請求全てについて不開示とし、情報公開を拒絶したこと等。
7の 1～ 7	再検討の求め	写 し	2014. 4. 7	白井啓太郎	訴外白井が原告に対し、NHK会長の「指名部会規則」等7件について、NHK情報公開規程16条に基づく再検討の求めを行って、再度開示するよう求めたこと等。
8の 1～ 7	NHK情報公開・個人情報保護審議委員会 諮問のご連絡	写 し	H27. 12. 8	日本放送協会 会長	原告が、上記再検討の求めがなされた後、27. 12. 8付で審議委員会に意見を求めた旨の通知をするまで、1年8か月にわたって放置して対応を怠っていたこと等。

9の 1～ 5	文書不開示の ご連絡	写 し	H28. 2. 4	日本放送協会 会長	原告は、再度の開示請求にも応じず、上記「NHK会長任命に係る内規(平成23年6月28日制定)」「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案(平成25年10月8日改正)」等計5件について、情報公開を拒絶したこと等。
10	案法法案テレビニュースはどう伝えたか	原 本	2016. 2. 1	放送を語る会	安保関連法案をめぐる報道に関する原告の放送法違反の事実等
11 の1	朝日新聞記事	写 し	2016. 3. 3	朝日新聞社	高市総務相が放送法違反を理由に放送局へ停波を命じる可能性に言及したことについて、憲法学者らで組織する「立憲デモクラシーの会」が違憲と指摘する見解を表明したこと等
11 の2	「立憲デモクラシーの会」の放送規制問題に関する見解(1016年3月2日付)	写 し	2016. 3. 3	朝日新聞 デジタル版	同上

以上

日本放送協会放送受信規約

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

（放送受信契約の種別）

第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

- 地上契約…… 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約…… 衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約…… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

（放送受信契約の単位）

第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

- 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。
4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
5 同一の世帯に属する1の住居または住居以外の同一の場所に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。

（放送受信契約書の提出）

第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。

- (1) 受信機の設置者の氏名および住所
- (2) 受信機の設置の日
- (3) 放送受信契約の種別

- (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数
- (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。
- 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。

(放送受信契約の成立)

- 第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。
- 2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項もしくは第3項の提出があった日（ただし、NHKにおいて提出された放送受信契約書の内容に該当する事実を確認できたときに限る。）とする。
 - 3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項または第3項の放送受信契約書の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとするができる。

(放送受信料支払いの義務)

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月（受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,260 円	7,190 円	13,990 円
	継続振込等	1,310 円	7,475 円	14,545 円
衛星 契約	口座・クレジット	2,230 円	12,730 円	24,770 円
	継続振込等	2,280 円	13,015 円	25,320 円
特別 契約	口座・クレジット	985 円	5,620 円	10,940 円
	継続振込等	1,035 円	5,905 円	11,490 円

この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。

- 2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。
- 3 放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契

約種別の料額とする。

- (1) 衛星契約
- (2) 地上契約

(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。) の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

- 2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件 (沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件 (12か月前払額である場合に限る。)、97件、98件または99件とする。) である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
- 3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件 (12か月前払額である場合で、第6条第3項第3号に定める継続振込により支払う場合に限る。) である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。
- 4 前3項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第5条の4に定める同一生計支払に関する特例および第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。

(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引))

- 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。
- 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。
 - 3 第1項の団体一括支払に関する特例は、第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。

(同一生計支払に関する特例 (家族割引))

第5条の4 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。

2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。

3 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

4 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。

(事業所契約に関する特例 (事業所割引))

第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用し、支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払うものとする。

2 前項において敷地とは、1の建築物または用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

3 NHKは、第1項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を放送受信契約者に求めることができる。放送受信契約者が要求された資料を提出しない場合、もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第1項に定める特例を適用しないことができる。

4 第1項に定める特例を適用された放送受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。

5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。放送受信契約者が特例の適用された放送受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の放送受信料に関して第1項に定める特例を適用しないことができる。

(放送受信料の支払方法)

第6条 放送受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。

第1期 (4月および5月)

- 第2期 (6月および7月)
- 第3期 (8月および9月)
- 第4期 (10月および11月)
- 第5期 (12月および1月)
- 第6期 (2月および3月)

- 2 放送受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の放送受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の放送受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
- 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
 - (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。
 - (2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
 - (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。
- 4 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。(これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。)
- 5 放送受信契約者が口座振替により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 6 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める放送受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の放送受信料について取り扱うものとする。
- 7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。
- 8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
- 9 放送受信料を継続振込により支払う放送受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。
- 10 放送受信契約者がクレジットカード等継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをク

クレジットカード会社等に確認した上で受理する。

- 1 1 第5項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
- 1 2 クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。
- 1 3 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。

（メッセージの表示）

- 第7条 NHKは、受信機（衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。）を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字（以下「設置確認メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
- 2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。
 - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機に使用する集積回路内蔵型カード（以下「ICカード」という。）のカード識別番号（以下「ID番号」という。）
 - (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
 - 3 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。
 - (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
 - (2) 前項の連絡の後、受信機に使用するICカードのID番号を変更したこと
 - (3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと
 - 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および放送受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。
 - 5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
 - 6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

（氏名、住所等の変更）

- 第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したとき

も、同様とする。

- 2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。

(放送受信契約の解約)

第9条 放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、放送受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 放送受信契約を要しないこととなる受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) 放送受信契約を要しないこととなった事由

- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。

- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、放送受信契約は解約されないものとすることができる。

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第64条第2項の規定に基づき、免除基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

- 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。

- 3 第1項本文により、放送受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。

- 4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。

- 5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により放送受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。

- 6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の放送受信契約については、放送受信料を免除しないものとする。

(放送受信料の精算)

第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。

- (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信

料額を差し引いた残額

- (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
- 2 放送受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。
- 3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。
- 4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。

(放送受信契約者の義務違反)

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

- (1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき
- (2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

(支払いの延滞)

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

(NHKの免責事項および責任事項)

第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。

- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない。
- 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の放送受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の放送受信料は徴収しない。

(放送受信者等の個人情報の取り扱い)

第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。）第2条第2号に規定する放送受信者等をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および指針に基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護方針およびNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。

- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、放送受信契約の締結と放送受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

(規約の変更)

第14条 この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(規約の周知方法)

第15条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年6月1日から施行する。

(アナログ放送の終了に関する措置)

2 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 設置がないこととなった受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情

3 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。

4 NHKは、付則第2項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。

5 付則第3項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第3項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

6 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 変更にかかる受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由

7 付則第3項および第4項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第6項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第2項の届け出」とあるのは「付則第6項の提出」と読み替えるものとする。

別表 1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,105 円	6,300 円	12,255 円
	継続振込等	1,155 円	6,585 円	12,810 円
衛星 契約	口座・クレジット	2,075 円	11,840 円	23,030 円
	継続振込等	2,125 円	12,125 円	23,585 円

I 放送法の制定・改正経緯

1 放送法制定の経緯

戦前におけるわが国の放送は、無線電信法により規律されていた。無線電信法は、その第1条において「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」と規定し、私設の無線電信無線電話については船舶通信等の極めて限られた範囲においてこれを認めることとしていた。また、同じ政府部門においても「官庁用ノ電信電話ニ関スル件、勅令」に基づいて「官庁用無線電信無線電話規則」が制定され、電波の主務官庁たる逓信省以外の官庁が設置する無線施設についても厳しい規律がなされていた。このような状況の中でも、放送用私設無線電話については、その必要性が広く認識され、無線電信法第2条第6号に定める「前各号ノ外主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルモノ」に基づき、大正12年に逓信省令「放送用私設無線電話規則」が制定され、民間による放送が許可されることとなった。

この規則は、当初放送事業の経営主体を営利事業者とすることを基本方針としてきたが、大正13年6月1日に逓信大臣となった犬養毅は、当初の方針を転換し、経営主体を民法に基づく非営利の社団法人とする新方針を決定した。この新方針に基づき、大正13年に社団法人東京放送局の設立が許可され、大正14年に社団法人大阪放送局、社団法人名古屋放送局の設立が許可された。

その後ラジオ事業の全国的組織形態をどのようにするかが課題となり、大正15年に逓信大臣安達謙蔵は、全国単一の社団法人によってこれを行うことを決定した。

この決定に基づき、3放送局は解散され、新たに社団法人日本放送協会が設立された。これにより、わが国の放送事業は、昭和25年放送法が制定されるまで同協会が独占的に行うこととなった。

戦後、無線電信法は、①政府専掌を根本原則とし、あまりにも主務大臣の裁量の余地が大ききこと、②自ら経営する公衆通信事業と私設及び官庁

- 平成22年改正前の電波法：旧電波法
- 電気通信事業法：事業法（施行令、施行規則についてもそれぞれ事業

法施行令、事業法施行規則

- 有線電気通信法：有電法
- 旧法における一般放送事業者：旧一般放送事業者
- 旧法における委託放送事業者：旧委託放送事業者
- 旧法における受託放送事業者：旧受託放送事業者
- 旧法における有線テレビジョン放送事業者：旧有テレビ事業者
- 旧法における有線ラジオ放送事業者：旧有ラジオ事業者
- 旧法における電気通信役務放送事業者：旧役務事業者
- 日本放送協会：協会
- 放送大学学園：学園
- 放送の業務（を行う事業者）：ソフト（事業者）
- 基幹放送用無線設備等の放送設備を放送事業者の放送の業務の用に供する業務（を行う事業者）：ハード（事業者）

用無線施設の管理を同時に行っていること、③これらの考え方は新憲法の理念とあまりにも乖離していること、④アトランティック・シテイ国際条約が施行されたこと等の理由により、その改正を行うことが強く要請されることとなった。また、昭和21年総司令部民間通信局から通信次官に対し、逋信省内に次官を長とする委員会を設置し、逋信の各部門の法令について研究調査を進め、これらに法令に対してそれぞれ必要な改正を加え、もって、①これを新憲法に即応するものたらしめ、②逋信を完全に民主化し、これに対する軍の統制、影響の痕跡を永久に除去し、③且つ、法令内にある時代遅れの箇所を改めて現代的なものとする等、逋信の民主化についての指示がなされた。

このような無線電通信法改正の動きの中で、放送分野については①昭和20年に「民衆的放送機関設立に関する件」についての閣議決定がなされ、社団法人日本放送協会以外に民間放送事業者に対し許可を与えるという考え方が明らかにされた。これを受けて民間から放送事業の許可申請が多数なされたことから、放送事業のあり方について早急に法制化する必要があること、②社団法人日本放送協会を国民の声を反映したものとし、公共の福祉に資するものとするため、この組織のあり方について明らかにする必要があること、③無線電通信法の規定は広範な裁量権を主務大臣に与えており言論の自由を保障する新憲法の精神にそぐわないことから民主主義的な考え方に立脚したものとする必要があること、④放送の社会的影響力の大ききから無線電通信法に規定する電波の管理の面からの規律のみでは不十分であり、放送の自由、不偏不党、放送の普及等について規律する必要があること等から、放送分野については無線電通信法とは異なる考え方により規律することが適当であるとの考え方に至った。

逋信省は、総司令部民間通信局の指示を受けて、昭和21年11月事務次官を会長とした臨時法令審議委員会を設け、逋信関係法令の改正に着手した。無線電通信法については、昭和22年2月第1次案を策定したが、これは逋信省が自ら行う公衆逋信事業を含むほか放送事業も併せて規定するものであった。更に、これと併せて検討していた電通信法改正案の中で公衆逋信事業である無線逋信無線電話を規律することとなったため、無線電通信法からこ

れを除くこととするほか、行政法学者の意見も取り入れ、特許事業の章を設け、放送事業の特許申請の手続き等を規定する第2次案を作成した。

しかしながら、総司令部民間通信局は、民間放送の参入を認めず、中波放送については日本放送協会に独占的に行わせる意図を有していたため、これを受け、無線法案、日本放送協会法案の2本立てとした第3次案を作成した。無線法案については、放送の基本的事項を規定するほか、中波放送について日本放送協会が独占的にこれを行いうる根拠規定を設け、日本放送協会法案には、社団法人日本放送協会が独占的に行う中波放送事業の規律について規定した。

昭和22年日本放送協会法案は、放送事業法案と改められ放送事業について一括して規律することとなった。放送事業法案は、中波の放送事業については、新たに公共機関たる日本放送委員会を設立し、この委員会に独占的に行わせるとともに、中波以外の放送については何人も逋信大臣の許可を受けて経営しうることを規定していた。

しかしながらこの法律案については総司令部民間通信局が異議を唱え、昭和22年10月、これについて総司令部の「示唆」を逋信省に對し与えた。この「示唆」はファイブナー・メモと呼ばれている。

その内容は次の通りである。

(1) 新法律は、全ての放送技術すなわち国内放送、海外放送、周波数変調(FM)、テレビジョン模写放送の発達に對する確固たる基礎を規定すること。

(2) この基本立法は、次の一般原則を反映すること。

①放送の自由、②不偏不党、③公衆に對するサービスの充足、

④技術的諸基準の遵守

(3) あらゆる種類の放送形態を管理し又国内放送、海外放送を運用する機関の設立を規定すること。この機関は全ての行政機関から離れた独立の自治機関であること。

(4) 経済状態が許す時が来た暁には、民間会社相互間又は民間会社とこの公共機関との間に放送における自由競争を發達させるよう、民間放送会社の助長に備えた規定を設けること

参考文献

- 「電波法、放送法及び電波監理委員会設置法詳解」 荘宏、松田栄一、松井修一 日信出版 1950
- 「第7回国会電波関係三法議事録」 電波庁 電波庁 1955
- 「放送行政法概説」 田中正人、平井正俊 電波振興会 1960
- 「臨時放送関係法制調査会報告書」 臨時放送関係法制調査会 郵政省電波監理局 1964
- 「有線テレビジョン放送総鑑」 郵政省監修 電波タイムス社 1976
- 「資料・占領下の放送立法」 放送法制立法過程研究会 東京大学出版会 1980
- 「放送法制の課題」 塩野宏 有斐閣 1989
- 「テレビの憲法理論」 長谷部恭男 弘文堂 1992
- 「情報法」 浜田純一 有斐閣 1993
- 「マルチメディアと情報通信法制」 多賀谷一照、岡崎俊一 第一法規出版 1998
- 「新放送概論」 片岡俊夫 NIK出版 2001

■ 著者紹介

金澤 薫 (かなざわ かおる)

昭和20年生まれ。昭和42年郵政省入省、その後、放送行政局企画課長、放送行政局総務課長、放送行政局審議官、放送行政局長などを歴任し放送行政を14年間担当した。この間「放送番組センター」、「有料放送」、「委託・受託制度」、「放送番組センター」等多くの放送法改正作業を担当した。その後平成14年総務省事務次官に就任した。現職は日本電信電話株式会社副社長である。

平成18年4月1日 初版発行
平成24年1月5日 2版発行

不
復
許
製

放送法逐条解説

(電 略 本 子)

定価 5,040円(本体4,800円)⑤ 送料400円

編 著 者 金 澤 薫
発 行 所 財 情 報 通 信 振 興 会

郵便番号 170-8480
東京都豊島区駒込2丁目3の10
電 話 (03)3940-3951
F A X (03)3940-4055
振替口座 00100-9-19918
http://www.dsk.or.jp/

印 刷 株式会社エム・アイ

ISBN978-4-8076-0664-1 C3065 ¥4800E

放送をめぐる制度と実態の概説

砂川 治 慶

日本の放送は周知のように、公共放送NHKと民間放送事業者の2本立て体制により、発展をとげてきた。我々はこれを当然のこととしているが、民間放送中心のアメリカ、公共・国営放送中心であったヨーロッパなど、日本のような併存体制は世界に類をみない。放送およびその制度は、個々の国の歴史や文化、ソフト産業や家電産業の発達といった他産業との関わりなどによって異なる発展形態をとげるものである。

この章では、日本の放送の現状、今後のデジタル化スケジュールを概観するとともに、特に放送制度との関わりでは放送に関する規制に重点を置いて説明する。なお、記述中、意見に関する部分については、筆者個人の私見である。

1 日本の放送の現状

1. 日本の放送史概要

日本の放送は、1925年（大正14年）3月22日の社団法人東京放送局（1924年11月設立）のラジオ放送からはじまった。800kHz、220Wの仮放送時点で受信許可数は3500件であった。同年6月1日には社団法人大阪放送局（1925年2月設立）、7月15日には社団法人名古屋放送局（1925年1月設立）が放送を開始、翌1926年8月20日には、3社を統合した社団法人日本放送協会が設立され、その後、札幌、熊本、仙台、広島など主要都市で放送が開始された。

第1次世界大戦によって無線通信技術が確立され、1910年代から20年代に

と融和を図る」ことを目的に、日本民間放送連盟(民放連)が同年7月20日に設立され、翌52年4月21日に社団法人化された。51年9月1日の中部日本放送、新日本放送(現、毎日放送)を皮切りに、民放ラジオの放送が次々と進んだ。

1953年には、NHK、日本テレビがテレビ放送を開始し、ラジオ・テレビ時代がスタートした。59年の「皇太子ご成婚」を機に、民放テレビはTBSなど5社による協力体制をはじめとする系列局による共同取材体制を敷き、これがもととなって報道ネットワークが作られた。

このような民放・NHK併存体制は、1970年代から80年代にかけて形成されてきた。その間、臨時放送法調査会での検討を踏まえた事業免許制への移行を盛り込んだ放送法改正(放送界の反対等により審議未了廃案)、テレビのVHF局を全てUHF局とする全面UHF化構想などが出されたが、いずれも実施されず、基本的な法制度は変わらない状況が続いた。なお、放送界と政治との関係においては、佐藤栄作首相の発言を端緒としたNHKラジオ受信料の廃止(これ以降、対価性が薄れたため、NHKの受信料の性格は“NHKを支える公的負担金”ということがオフィシャルな説明となった)、田中角栄首相の発言による全国新聞社と東京キー局、大阪キー局の資本関係の統一という腸捻転の解消(1975年)などが行われた。

80年代に入り、地上民放テレビの4局化政策と並行して、衛星放送の実用化が図られ、84年からはNHKが世界に先駆けて、BS(衛星放送)を開始し、民放もBS実用化を求めた。これを受けて、88年には衛星放送での有料放送制度導入(地上波での有料放送については、これを求めた日経が裁判で争った)が行われ、民放初の衛星放送、日本衛星放送(現WOWOW)が設立され、91年から放送が開始された。

BSをめぐるこうした動きの一方、85年の電電公社のNTT(日本電信電話株式会社)への民営化等を内容とする電気通信制度改革によって、民間CS(通信

1) 政治と放送の関係については多くの文献等で指摘されている。当事者の証言としては、島桂次『シマゲジ風雲録 放送と権力・40年』(文藝春秋、1995年)、新聞社を含めた関係については、魚住昭『放送権と権力』(講談社、2000年)など。

かけてアメリカを皮切りに、ヨーロッパ諸国で導入されはじめたラジオ放送を日本もいち早く取り入れたのであった。

なお、ラジオ放送は本来双方向であった無線通信をえて送信機能のみに特化させたものである。このため、本来、秘密保持の観点から伝送内容には制約を受けにくい通信分野において、あえて送り内容に規制を課す制度にしたものである。

いわゆる通信と放送の融合が喧伝される現状において、今後のデジタル放送時代を考えると、「本来双方向だったものをあえて送信のみ」に特化したことは、放送と通信の社会的機能の差異も含め、多くの示唆に富んでいると考える。

社団法人日本放送協会は、国家統制色の強い無線通信法に基づく放送用私設無線電話規則によって規制を受けており、折からの日中戦争、太平洋戦争という軍事体制下で、「大本営発表」にみられる国の宣伝機関としての役割を負わされたまま、1945年の終戦を迎えた。

戦後、1950年6月1日に無線電信法は廃止され、電波法・放送法・電波監理委員会設置法の電波3法(同年5月2日公布)が施行された。放送法は、放送の最大限の普及・表現の自由の確保・民主主義発達への寄与の三大原則に基づき、公共放送と民間放送(一般放送事業者)の2本立て体制を規定した。また、施行と同時に発足した電波監理委員会(初代委員長・富安謙次通信協会会長)は、アメリカのFCC(連邦通信委員会)をモデルにした独立行政委員会であったが、電波行政の一元化を強く主張する郵政省(当時、2001年1月から総務省)によって53年7月31日に廃止され、8月1日からは郵政省の附属機関として電波監理審議会が設置され現在に至っている。

電波3法の施行とともに、社団法人日本放送協会は解散、放送法に基づく特殊法人として日本放送協会(NHK、初代監理委員長:矢野一郎、初代会長:古垣鐵郎)が発足した。民放(一般放送事業者)については、1951年4月21日に電波監理委員会がラジオ16局に予備免許を交付した。この16社によって「放送倫理水準の向上を図り、放送事業を通じて公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するとともに、一般放送事業者共通の問題を処理し、あわせて相互の親ばく

(表1) 日本の放送の現状 (2001年10月1日現在, 決算は2000年度)

社名等	媒体	売上
NHK	・テレビ5ch (地上: 総合, 教育, BSアナログ: BS-1, BS-2, ハイビジョン BSデジタル: BS-1, BS-2, デジタルハイビジョン) ※BSはアナログとのサイマル放送 ・ラジオ3ch (中波2ch, FM1ch) ・国際放送 (テレビ, ラジオ)	6,525 億円
地上民放	・テレビ127社 (VHF49社, UHF79社, うちラ・テ兼営社35社) ・ラジオ101社 (中波47社, 短波1社, 県域FM49社, 外国語FM4社) ※この他, 市町村単位のコミュニティFM145社	25,317 億円 (うち放送事業 収入: テレビ 127社 22,619 億円, ラジオ 101社 2,334億 円)
BSアナログ民放	・テレビ1ch WOWOW ・ラジオ1ch セント・キガ (衛星デジタル音楽放送)	610 億円
BSデジタル民放	テレビ等7社 (各テレビHD1~SD3, ラジオ2ch, データ) (BS日本, BS-i, BSフジ, BS朝日, BSジャパン, WOWOW, スターチャンネル) ラジオ等4社 (各ラジオ, データ) (ミュージックパワード4ch, JFN衛星放送2ch, BSC2ch, セント・キガ1ch (アナログサイマル)) データ放送専門局7社	
CS-PCM 音声放送	ミュージック・パワード17ch	
CSデジタル放送	スカイパーフェクトTV (テレビ190ch以上, 音声6社・106ch以上, データ放送)	487 億円
多重放送	テレビ文字多重放送, FM文字多重放送, データ多重放送 送 (衛星系, 地上系)	
CATV	総加入世帯数1,871万世帯 (うち自主放送を行うもの1,048万世帯, 再送信のみ823万世帯)	2,458 億円

(JSTV, JNG) を設立してサービスを開始していた。欧州では、丸紅、海外新聞普及などが行っていたJSTV (ジャパン・サテライト・テレビジョン) に、NHKが計画した総合ソフト商社MICO (国際メディア・コーポレーション) が出資し最大株主となり、これに反発した民放が主要番組の供給に応じない状況となっ

衛星) 会社 (第一種電気通信事業者) が誕生。当初は一般企業用の伝送や放送局の取材映像の伝送であるSNG (サテライト・ニュース・キャザリング) などに使われていたが、次第にそれまでオートバイによるテープ搬送に頼っていたCATVへの番組伝送にもCSを使うようになり、これを進めてCSによる一般家庭での直接受信を行う計画が出された。これに制度的に対応するため、通信衛星事業者を受託放送事業者とし、番組供給者を受託放送事業者とする「受託・委託放送事業者」制度が89年に導入され、91年からCSでの委託放送事業が開始された。さらに、96年からはCSデジタル放送が開始されて多チャンネル時代が到来、一時はテレビ放送で300チャンネルを超えるまでになった。2001年12月からスタートしたBSデジタル放送ではNHKも含め、「受託・委託放送事業者」制度が導入され、現在に至っている。

2. 日本の放送の現状
放送法は、放送事業者の別について、日本放送協会 (NHK)、放送大学学園、一般放送事業者とし、さらに一般放送事業者の中で、受託放送事業者、委託放送事業者を規定している。

日本の放送の現状は、表1のとおりである。ここでは、NHK、放送大学学園、地上民放、委託・受託放送事業者の概要と制度上の規定を述べる。

(1) NHK (日本放送協会)
NHKが持つ媒体は、テレビ、ラジオ、国際放送にわたる。地上テレビ放送については、総合放送、教育放送の2チャンネルであり、都道府県単位の地域放送局を持つ。地上ラジオは、AMにおいて総合放送である第1放送と語学放送などを中心とする第2放送の2チャンネル、FM1チャンネルの3チャンネルを持つ。BS放送については、BS-1, 2の2チャンネルをアナログとデジタルのサイマル放送で行うとともに、アナログ・ハイビジョンとデジタル・ハイビジョンをも放送している。この他、国際放送として、短波によるラジオ放送、1994年の放送法改正によって導入されたテレビ放送 (委託協会国際放送) を世界規模で行っている。既にNHKでは、海外への映像配信事業について、91年4月からテレビジャパン計画として、欧州、北米にそれぞれ別会社

マルチキャスト技術	58, 103, 106, 211, 242, 251	有線ラジオ放送	15
マルチプロレックス事業者 (者) (multiplex provider)	73, 82	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律	15
民放・NHK 併存体制 → 併存体制		有料放送	3, 11, 49, 59, 93, 192, 250, 254
民放ネットワーク → 番組ネットワーク		——分野	186
無線通信	2	ユニバーサル・サービス (あまねく普及義務)	48, 93, 94, 97
名譽毀損	59	4 局化政策	3
メディア産業	130		
メディア事業	136		
メディア・ミックス	103		
目的牽花 (compelling interest)	148		
		ら 行	
やらせ事件	22	ラジオ放送のデジタル化	26
UHF 局	3	レッド・ライオン判決	143
優越的地位の濫用	244, 256	連邦通信委員会 → FCC	
有線テレビジョン放送事業者	78	ローカリズム原則	117, 129
有線テレビジョン放送施設者	78	ローカル局	46
有線テレビジョン放送法	15		
		わ 行	
		「わいせつ」	144, 146
		WIPO (世界的所有権機関)	32



放送制度の現代的展開

Current Issues on Broadcasting Law

2001 年 11 月 30 日 初版第 1 刷発行

編 者 舟 田 正 之 男
長 谷 部 恭 男

発 行 者 江 草 忠 敬
社 長 有 斐 閣

発 行 所 有 斐 閣

東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03)3254-1314 (編 集)
3255-6811 (管 案)
郵便番号 101-0051
http://www.yuhikaku.co.jp/

制作・株式会社 有斐閣学術センター
印刷・株式会社 新製版/製本・株式会社 アトラス製本
©2001, M. Funada, Y. Hasebe. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたしません。

★定価はカバーに表記してあります。

ISBN4-641-12903-7

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

仰テ動搖セシメ、軍事外交上ノ機密保持ニ支障ヲ生ジ、若ハ国内分裂ヲ招来スルガ如キモノ又ハ厭戦和平的ナルモノ等ニ対シテハ徹重ナル取締ヲ為スモノトス」としている。

「国民ヲシテ知ラシムベシ倚ラシムベシ」という「方針」の「知ラシメル」内容の一つが「米英指導者ノ野望ガ今次戦争ヲ誘発シタル事実ヲ解明シ且米英人ノ残忍性ヲ実例ヲ挙ゲテ示シ殊ニ今次戦争ニ於ケル彼等ノ暴虐ナル行為ヲ暴露ス」ることであり、また、「敵國ノ政治情勢及思想ノ悪化、国民生活ノ低下、経済ノ逼迫、道義ノ退墜等ヲ暴露報道ス」ることであり、一方、「倚ラシムベシ」とするのが、「国体ニ対スル信仰」、「必勝ノ確信」、「天祐神助」、「国民的確信」であつたのが、この「要綱」の眞の「方針」であつたといふことができるであらう。

戦前の放送制度の総決算は、このような形の「知ラシムベシ倚ラシムベシ」とする政府の方針のための巨大な装置にほかならなかつたこととなる。

- (1) 本節の資料は、主として日本放送協会編『放送五十年史資料編』（一九七七年、以下「NHK資料」）、日高六郎編『戦後資料マスコミ』（一九七〇年、以下「戦後資料マスコミ」）、放送法制立法過程研究会編『資料・占領下の放送立法』（一九八〇年、以下「資料・占領下の放送立法」）による。
- (2) 「NHK資料」四一―四二頁。この「議案」は翌大正二二年八月三〇日「電話拡張実施および改良調査委員会総会」において可決された。
- (3) 同前四七頁。
- (4) 同前五七頁。
- (5) 同前五四頁。
- (6) 同前五五頁。
- (7) 同前五六頁。
- (8) 同前五七頁。

- (9) 同前六三頁。
- (10) 「内閣情報部官制」『NHK資料』六三頁。
- (11) 「情報局官制」同前六四頁。
- (12) 内閣情報部の設立過程については、内川芳美「内閣情報部の設立過程―日本ファシズム形成期のマス・メディア組織化政策」(『マス・メディア法政策史研究』一九八九年、一九三―二一〇頁)参照。
- (13) 「NHK資料」六五頁。
- (14) 「情報局第三部第三課の業務」(昭和十五年)『NHK資料』六五頁。
- (15) 「NHK資料」六九―七〇頁。
- (16) 同前七三―七四頁。

二 占領期⁽¹⁾より「放送政策の展望」(一九八七年)まで

1 ファイスナー・メモ(一九四七年一〇月一六日)まで

一九四五年(昭和二〇)九月一〇日、連合國軍最高司令部(GHQ)は、「言論及新聞ノ自由ニ関スル覚書⁽²⁾」を発して、「言論ノ自由」という言葉をラジオ放送に対しても用い、その制限を「絶対的最小限度」(absolute minimum)のものとするを命じた。すなわち、覚書(二)は「連合軍最高司令官ハ言論ノ自由ニ関スル制限ハ絶対的最小限度ニ止ムル旨布告セリ」と述べ、さらに、「(四) 当分ノ間ラジオ放送ハ先ヅニュース並ニ娯樂的音楽ノモノヲ第一トスベシ、報道・解説並ニ告知放送⁽³⁾ハ東京放送局ヨリ出タルモノニ制限セラルベシ」となした。さらに、「(五) 最高司令官ハ事実ニ即セズ若ハ公安ヲ害スル情報ヲ公表セル如何ナル刊行物又ハ放送局ヲモ停止セシムベシ」と述べ、放送は連合軍最高司令部(The Supreme Commander for the Allied Powers)の管理下におかれた。一九四五年九月二二日の

「日本ニ与ル放送進則」(ラジオコード)⁽¹⁾は、「A 報道放送ハ厳重真実ニ即応セザルベカラズ」「F 報道放送ハ事
実ニ即シタルモノタルベク且完全ニ編集上ノ意見ヲ払拭セルモノタルベシ」との「事実報道主義」を一方で強調しつ
つ、他方では、「直接又ハ間接ニ公共ノ安寧ヲ乱スガ如キ事項」、連合軍や連駐連合軍に対する「虚偽若ハ破壊的ナル
批判」、不信若ハ怨恨ヲ招来スベキ事項」の放送を禁じた。

一方、日本政府は、「民衆的放送機關設立ニ關スル件」⁽²⁾(一九四五年九月二五日閣議)として、民間放送設立の方針
をいち早く公表した。その内容は、「濫刺タル民衆的放送ノ実現ヲ圖ル為全波受信機ノ解禁ヲ機ニ現存ノ日本放送協
會ノ外ニ……新放送會社ノ設立ヲ許可スルモノトス」という「方針」のもとに、「株式會社トシテ受信機製造會社、新
聞社、演劇映画會社、レコード會社、配電會社、百貨店其ノ他放送事業ニ關聯アル者ヲ株主トス」る組織形態で、
「1 廣告放送料 2 附帯業務収入 聴取料ハ之ヲ徴取セズ。但シ缺損ヲ生ジタルトキハ出資者ヨリ受益程度ニ応シ賦
課金ヲ徴スルモノトス」とした。監督は「電波統制關係ニ於テ所要ノ監督ヲ行フ外ハ努メテ自由濫刺タル事業運営ヲ
行ハシム」とするものであった。

さらに「備考」として、「(一)将来ハ本會社ニ超短波放送、テレビジョン放送ノ許可ヲ爲スコトヲ考慮ス(二)日本放送
協會ハ差當リ現在ノ形態ヲ精進シ必要ニ應ジ將來所要ノ改善ヲ加フルモノトス」と述べ、将来のテレビを含む「民間
放送」制度を構想するものであった。

この「方針」に対応して放送設立書が提出されたが、「中部日本放送」の「設立趣意書」(一九四六年一月通信省
提出)⁽³⁾は、つぎのように述べている。

「民主主義の徹底と民主主義文化の建設に力強い支柱となつて大きな働きをなすものは新聞とラジオである。しか
るに新聞が純然たる民営事業として現にその効果的作用を十分發揮して日本國民のボツダム宣言履行と平和と人類福
祉の上に絶えざる貢献をなしつつあるのに反し、半官独占事業たる放送事業が今なお、旧態依然たる案情にあつて文
化機関として社会の求むるものとははるかに遠い所にある。ラジオは、新聞に比し民心の把握力と思想的滲透力が感

動的により多面的で広汎なる傳播力を有し、これを効果的に活用するにおいては、日本民主化の上におよぼす影響は
新聞と相俟つて絶大なる力を發揮することあきらかだ、これには放送事業の独占的經營を避けて民営に移して根本的
に民主化された二以上の放送事業体が拮抗、全力をつくして相競い、たゆまず切磋琢磨することが絶対的条件とされ、
その表現があつてこそはじめて放送事業の民主的發展とその目的の効果的發揮が期せられるのである。」

このような民間放送設立の方針に対して、第三回対日理事会(一九四七年一月八日)は、民間放送不許可方針を
決定する。その前の二回の対日理事会で、英国、中国両代表もこれに賛成し、各国間の意見の一致をみたされてい
た。アレクサンコ・ソ連代表は、「現在の情勢からして民営放送機關の設立を勧めることは不適當であり、放送事
業を通信省の監督下におき國家管理の方向で行くことが一層適切であるという結論に到達した」と述べ、その際、つ
ぎの諸点を考慮したという。

第一、放送の政府機関への集中は、連合國の利益となる放送が得られる。第二に、民間放送は經濟的に強力な会社
によつて建てられ、将来日本の民主主義化に貢献できるラジオ放送をなしうる新興民主主義団体の進出を阻害する。
第三に、民間放送は主要目的が営利目的であり、民主主義教育と一致しない。第四に、民営化は放送と放送局の地域
的偏在をもたらす、というのである。

さらに、つぎのように述べた。

「聴取者の現在数は五〇〇万とされているが、これらの聴取者の分布状況は全国的にみて均等を欠いており、ある
地域では五〇より七〇%、ある地域では〇・八より一〇%という現状であり、民営放送局の主要収入源が広告による
ことからして、民営放送局会社が広告を一層多く提供する可能性のある都市に集中されることは必然的である。それ
故日本に民営ラジオ放送をもたらすことは地域の偏在をきざしている現下の放送を救うものでなく、さらに悪化する
ものである。一方全國に散在する官営放送局を集中的に運営することは國民大多數の利益になる」と。

この後、一九四七年二月一四日、政府(通信省電波局)は、「新放送機關の設立」を不許可とし、同年二月一八日に

は逓信省電波局「新放送会社設立許可申請の処理について」のなかで、さきの決定（一九四五年九月二五日）の「根本方針」は「変更を加える要は認めない」としながらも、「わが国の生産状況は希望の如く進展していないので今直ちに本方針を実行に移すことは……不適當である」と、もつぱら、放送資材・受信機の不足等を理由にして、民間放送の設立方針を見送った。

ところが、同年一〇月一六日、連合軍最高司令官（SCAP）は、日本放送協会と民間放送会社の併存方式を「放送法草案立案に関する会議」⁽⁹⁾において「示唆」（Memorandum）した。これがいわゆるフアイスナー・メモ（Feisner memo）⁽¹⁰⁾と呼ばれるもので、これによつてその後の放送の二元体制の方向が示された。

フアイスナー・メモは、放送制度に対する「一般的なしかも根本的な原則だけを論じ細目については逓信省が新法案を完成した後で討議するという点を明らかにした後新放送法に対するSCAPの「示唆」及び意見」とされたが、その第一に「新法律はすべての放送技術即ち国内（基本）放送、海外（国際）放送、周波数交調（FM）、テレビジョン複写放送の発達に対する確固たる基礎を規定すべき」だとした。従来の放送に対する勅令・通達・指導に対する、議会による「法律主義」を明らかにするものであった。第二に、そのような「基本立法」の一般原則として、「A 放送の自由、B 不偏不党、C 公衆に対するサービスの責任の充足、D 技術的諸規程の遵守」を掲げた。第三に、「放送委員会」の規定を「示唆」した。すなわち、「あらゆる種類の放送形態即ち凡ての放送技術を管理し又国内（基本）放送、海外（国際）放送を運用する機関の設立（傍点筆者）を基本法に定めるべきであるとした。

この機関は「自治機関」として、すべての日本政府の行政官庁、逓信省、文部省、大蔵省その他のいかなる省からも「完全に独立し如何なる者に対しても責任を負うてはならない」とし、「国会に対して責任を有する様に遣られるかどうかということはこの特別な観点からはそのみ重要ではない」とも述べる。さらに「如何なる政党からも如何なる政府の間からも如何なる政府の団体からも又如何なる個人の集団からも如何なる個人の会からも支配を受けてはならない種類の機関」であり、これに比すべきは米国のTVA（Tennessee Valley Authority）またはN.Y. Port Author-

tyがあるとした。結局、この機関は「國民に奉仕する機関であり、理想的にいえば憲法により民主的に設立された政府を通じ自己の欲求と希望を表明する日本國民によつて支配される機関であるべきである」とされた。

第四に、同時に公営民営併存方式を「示唆」した。すなわち、つぎのように述べる。

「経済状態が許す時が来た時には日本に於て民間会社相互間又は民間会社とこの公共機関との間に放送における自由競争を発達させる様日本に於ける民間放送会社の助長に備えた規定を設けることを「示唆」する。他の言葉を借りていへば同法は将来、現在の日本の鉄道機構即ち公営民営併存方式にも比すべき放送（運営）方式の発達を促す様にすべきである」という。

第五に、公共放送機関の従業員に対するストライキ権を肯定した。すなわち、つぎのようにいう。「労働者が本来ある種の基礎的権利をもっていることは言うまでもない。……ある方面の論者が支持するように、規則によつてこの公共放送機関の従業員に彼らの基本的職業権の行使を禁止するのは英の得たものでもなく推奨すべきものでもない。この基本権は議議の余地のない程法律によつて打ち立てられている」と。しかし、一方では、放送基本法のなかで明確に「公共機関当局が契約によると否とにかかわらずこの経営責任を労働者に移譲してはならない限界を規定しておく方がよいと信ぜられる」とも述べ、従業員、労働組合からの独立をも明確にする内容を示していた⁽¹¹⁾。

このフアイスナー・メモを契機に再び民間放送設立の動きが活発化することになる。変転するGHQの放送政策に対して、CCS次長ラティン大佐とフアイスナー氏は、鈴木逓信次官、NHK専務理事・古垣鉄郎ら関係者に「日本の放送に対する連合軍最高司令官からの最終的示唆」としてこれを申し渡した⁽¹²⁾という。

2 電波三法（電波監理委員会設置法・電波法・放送法）の成立（一九五〇年）

GHQは、一九四五年（昭和二〇）二月一日、すでに「日本放送協会ノ再組織」（メモ）のなかで「ラジオ放送ヲ其ノ運営ノ總テノ面ニ於テ公共機関トシテ確立スル爲」の手段として、「日本ノ總テノ部分ヨリ一五乃至二〇ノ男女ノ日本臣民ヲ選ビ顧問委員會ヲ結成」することを指令した。公共放送たる最大の前提として「顧問委員会」ト

「放送委員会」の結成を指令した点は、きわめて注目に値する。この「行政委員会」は「全国民ノ世論代表機関」であり、その「基本的任務」は「日本ニオケル放送事業ノ民主化ニ貢献スルコト」であつた。⁽¹⁶⁾

「放送委員会」は一九四六年九月一九日、「放送基本原則草案」を作成し、GHQ民間通信部、民間情報教育部、日本放送協会会長に提出し、速やかな実施を要望している。その第一条「日本ノラジオハ、日本ガ近代的民主主義國家トシテ飛躍再生シ、世界ノ民主主義ノ水俵ニマデ到達スルタメノ公器トシテ重大ナ任務ヲ有スルモノデアール」、第二条「日本ノラジオハ、一切ノ権力ニ対シテ自主的ナ存在デアリ、不偏不党デアルトモニ國ノ内外ノ商業主義ニ従属セズ、独立不羈ノ國民性ヲ創り出スコトニ努力シナケレバナラス」と述べ、一一条にわたっている。

その後、一九五〇年四月には、電波行政を担当する行政委員会を設置する「電波監理委員会設置法」が成立する（一九五〇年（昭和二十五）四月二十四日）。この法律によつて電波監理委員会は総理府の外局として設置された。⁽¹⁷⁾ この法律は「電波法」、「放送法」となつて放送三法としてその後の放送法制度の骨格を形づくることとなつた。

「電波法」はその制定目的として、第一に、「万人の電波利用の自由」、第二に、旧無線電信法のうち、「電波行政」を分離し、その「基本法」とすること、第三に、波長の技術的な拡大に伴う行政対象の拡張、第四に、旧無線電信法の「行政命令主義」から、「法律主義」への変更。第五に、「行政命令」の制定、改廃の際の利害関係者の「聴聞」、第六に、免許その他の処分の際には電波監理委員会規則の「準則」によること、および決定の際の電波監理委員会との合議、第七に、異議の申立て・聴聞および出訴の可能性について定めるとの国会説明がなされた。⁽¹⁸⁾

さらに、「放送法」は、第一条の三大原則のもとに、「日本放送協会」と「一般放送事業者」の二つの放送制度を認めた。両者の事業形態について衆議院電信通信委員会ではつぎのように説明された（網野電波監理長官の放送法案概要説明、一九五〇年一月二十四日）。

「わが國の放送事業の事業形態を、全國津々浦々に至るまであまねく放送を聴取できるように放送設備を施設しまして、全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を持ちます國民的な公共的な放送企業体と、個人の創意

とくふうとにより自由選擇に放送文化を建設高揚する自由な事業としての文化放送企業体、いわゆる一般放送局または民間放送局というものでありますが、それとの二本建としまして、おのおのその長所を發揮するとともに、互いに他を啓蒙し、おのおのその欠点を補い、放送により國民が十分福祉を享受できるようにはかつていたのでございます」（傍点筆者）。

この電波三法の成立は、従来の電波の「政府專掌と社団法人日本放送協会による放送独占の否定」、「とりわけ民法による放送事業独占の打破は、放送界に自由競争を導入することともに、國民の側に放送選択の自由をもたらしだ。……日本の放送の歴史にとつて画期的な出来事だつた」と評しうるものであつた。⁽¹⁹⁾

この二元放送制度について、共産党は民間放送設立に反対し、社会党は民間商業放送に消極的ないし反対の態度をとり、衆議院では電波法案、電波監理委員会設置法案に賛成、放送法案反対、参議院では三法案に反対した。その理由とするところは、民間放送は営利主義でなくもつと公共性を含むべきであるとするにあつた。⁽²⁰⁾

3 放送局の開設の根本的基準と予備免許

電波監理委員会は、電波法七条（申請の審査）の規定の委任にもつづき、電波監理委員会設置法一七条の規定により「放送局の開設の根本的基準（電波監理委員会規則第二号、昭和二十五年二月五日）を定めた。この「基準」の制定にあつて電波監理委員会常任委員長はつぎのような談話を発表した（一九五〇年二月二日）。

「電波を國民に開放し、公共の福祉のために放送を最大限に普及せしめることは、放送法の精神であります。いわゆる民間放送の實現によつて、ここにその第一歩がふみだされることは、まことに喜ばしいこととあります。委員会は、やがて生れ出るいわゆる民間放送の健全な發育成長のために最善をつくすことは勿論であります。申請者の側にあつても十分に法律の精神を体せられ、民間放送が國民生活の上にもつ重大な使命に思をいたされると共に、電波が極めて限られた國民共有の貴重な財産である点をも考えられて、それに適うような立派な計画を提出していただくきたいと思います」と。

〈著者略歴〉

石村善治 (いしむら・ぜんじ)

1927年 福岡市生まれ

1950年 東京大学法学部卒業

現在 福岡大学副学長、法学部教授

〈主要著作〉

- 『問われた報道の自由』(斎藤文男共編著) (1971年、法律文化社)
- 『知る権利—マスコミと法』(與平康弘共編著) (1974年、有斐閣)
- 『開かれたマスコミとは何か』(編著) (1979年、時事通信社)
- 『情報公開—その原理と展望』(編著) (1983年、法律文化社)
- 『現代マスコミ法入門』(編著) (1993年、法律文化社)
- 『言論法研究Ⅰ(総論・歴史)』(1992年、信山社)
- 『言論法研究Ⅱ(知る権利・プライバシー・国家機密・デモ行進)』(1993年、信山社)



言論法研究Ⅲ (マス・メディア編)

1993 (平成5) 年6月5日 初版第1刷発行

著者 石村善治 費近
 発行者 今井渡辺左近
 発行所 信山社出版株式会社
 〒113 東京都文京区本郷6-2-9-102
 電話 03 (3818) 1019
 FAX 03 (3818) 0344

発売所 株式会社 大学図書
 Printed in Japan
 ©石村善治 1993. 印刷・製本/勝美印刷・文求閣

ISBN 4-88261-566-5 C3032

事項索引

アクセス権	21, 22, 28	アメリカ映画制作配給団体 (MPPDA)	21, 22, 28	
アメリカ映画団体 (MPAA)	62, 63	アメリカ合衆国「情報自由法」(FOIA)	63	
アメリカ「ジャーナリズム基準」(Canons of Journalism=CJ)	35, 44, 46, 85	アメリカの映画検閲制	61	
アメリカの映画自主規制	61	アメリカ漫画雑誌協会 (1954年)	60	
アメリカ漫画本製作者協会 (1949年)	60	イギリス (の) 公開大学 (オープン・ユニバーシティ)	265, 272, 283	
イギリス (の) 公開大学 (オープン・ユニバーシティ)	285, 292, 294, 297, 324	——の学則	286	
——の特許状	286	イギリス「出版に関する王立委員会」	50	
イギリス「出版に関する王立委員会」	50	——(最終報告書) (1978年)	123	
イギリス「新聞に関する王立委員会」	報告「イギリスの新聞経営—現状分析と批判」(1961—1962)	57	意見広告	13, 14
「一経営支配, 一局」原則	168	一般的人格権	224	
植村左内編著「これが創価学会だ—元学会幹部43人の告白」	345	「宴のあと」事件判決 (東京地裁昭和	141, 143, 199	

か行

外部的多元性

様式第 1 号

開 示 の 求 め

2014 年 2 月 18 日

日本放送協会会長 殿

郵便番号 [REDACTED]

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所または事業所の所在地)

[REDACTED]

名前 (法人その他の団体にあっては、名称および開示の求めを行う方のお名前)

白井 啓太郎

(連絡先)

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号
平和不動産北浜ビル4階

電話番号 [REDACTED]

あさひパートナーズ法律事務所
TEL 06-6226-8995 FAX 06-6223-5202

NHK情報公開規程第7条第1項に基づき、次のとおり開示の求めをします。

<p>開示の求めに係る 文書の題名または 内容 (※1)</p>	<p>[お求めの文書の特定を容易にするため、文書の題名または知りたいと思う事柄の概要を具体的にご記入ください。]</p> <p>「NHK会長任命にかかる内規 (平成23年6月28日制定)」 を開示してください。</p>
<p>開示を求める理由 〔 本欄の記入は 任意です。 〕</p>	<p>[お求めの内容に即した文書が無い場合でも、お求めの趣旨に沿って情報の提供ができる場合がありますので、差し支えなければ、文書の開示を求める理由を具体的にご記入ください。]</p>
<p>希望する開示方法 (※2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> コピーの提供 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送を希望)</p>

※1 お求めの文書が、開示の求めの対象外のため開示できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 該当する□内に✓印を記入してください。なお、閲覧で次に掲げる場合に要するコピーの費用、コピーの提供に要する費用、郵送の際の郵送料については、開示の求めを行う方のご負担となります。

- ・ 原本の保存に支障を生じるおそれがある場合
- ・ 原本の一部を開示する場合
- ・ 原本が常用されている場合
- ・ その他正当な理由がある場合

<p>備 考 〔 この欄は記入し ないでください。 〕</p>	<p>受付年月日 受付放送局 情報公開担当者</p>	<p>電話番号 (内線)</p>
---	------------------------------------	-----------------------

様式第 1 号

開 示 の 求 め

2014 年 2 月 18 日

日本放送協会会長 殿

郵便番号 [REDACTED]

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所または事業所の所在地)

[REDACTED]

名前 (法人その他の団体にあっては、名称および開示の求めを行う方のお名前)

白井 啓太郎

(連絡先)

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号
平和不動産北浜ビル4階

電話番号

[REDACTED]

あさひパートナーズ法律事務所

TEL 06-6226-8995 FAX 06-6223-5202

NHK 情報公開規程第 7 条第 1 項に基づき、次のとおり開示の求めをします。

<p>開示の求めに係る文書の題名または内容 (※1)</p>	<p>〔お求めの文書の特定を容易にするため、文書の題名または知りたいと思う事柄の概要を具体的にご記入ください。〕 「指知部会規則」(平成25年7月23日開催の第1回指知部会議事録に記載があります。)を開示してください。</p>
<p>開示を求める理由 〔本欄の記入は任意です。〕</p>	<p>〔お求めの内容に即した文書が無い場合でも、お求めの趣旨に沿って情報の提供ができる場合がありますので、差し支えなければ、文書の開示を求める理由を具体的にご記入ください。〕</p>
<p>希望する開示方法 (※2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> コピーの提供 (☑郵送を希望)</p>

※1 お求めの文書が、開示の求めの対象外のため開示できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 該当する□内に✓印を記入してください。なお、閲覧で次に掲げる場合に要するコピーの費用、コピーの提供に要する費用、郵送の際の郵送料については、開示の求めを行う方のご負担となります。

- ・ 原本の保存に支障を生じるおそれがある場合
- ・ 原本の一部を開示する場合
- ・ 原本が常用されている場合
- ・ その他正当な理由がある場合

<p>備考 〔この欄は記入しなくてもいいです。〕</p>	<p>受付年月日 受付放送局 情報公開担当者</p>	<p>電話番号 (内線)</p>
----------------------------------	------------------------------------	-----------------------

様式第 1 号

開 示 の 求 め

2014 年 2 月 18 日

日本放送協会会長 殿

郵便番号 [REDACTED]

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所または事業所の所在地)

[REDACTED]

フリガナ
名前 (法人その他の団体にあっては、名称および開示の求めを行う方のお名前)

白井 啓太郎

(連絡先)

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号
平和不動産北浜ビル4階

あさひパートナーズ法律事務所

TEL 06-6226-8995 FAX 06-6223-5202

電話番号

[REDACTED]

NHK情報公開規程第7条第1項に基づき、次のとおり開示の求めをします。

<p>開示の求めに係る 文書の題名または 内容 (※1)</p>	<p>[お求めの文書の特定を容易にするため、文書の題名または知りたいと思う事柄の概要を具体的に記入ください。]</p> <p>「NHK会長任命にかかわる内規の最終改正案(平成25年10月2日改正)」を開示してください。</p>
<p>開示を求める理由 〔 本欄の記入は 任意です。 〕</p>	<p>[お求めの内容に即した文書が無い場合でも、お求めの趣旨に沿って情報の提供ができる場合がありますので、差し支えなければ、文書の開示を求める理由を具体的に記入ください。]</p>
<p>希望する開示方法 (※2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> コピーの提供 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送を希望)</p>

※1 お求めの文書が、開示の求めの対象外のため開示できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 該当する□内に✓印を記入してください。なお、閲覧で次に掲げる場合に要するコピーの費用、コピーの提供に要する費用、郵送の際の郵送料については、開示の求めを行う方のご負担となります。

- ・ 原本の保存に支障を生じるおそれがある場合
- ・ 原本の一部を開示する場合
- ・ 原本が常用されている場合
- ・ その他正当な理由がある場合

<p>備 考 〔 この欄は記入し ないでください。 〕</p>	<p>受付年月日 受付放送局 情報公開担当者</p>	<p>電話番号 (内線)</p>
---	------------------------------------	-----------------------

様式第 1 号

開 示 の 求 め

2014 年 2 月 18 日

日本放送協会会長 殿

郵便番号

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所または事業所の所在地)

フリガナ
名前 (法人その他の団体にあっては、名称および開示の求めを行う方のお名前)

白井 啓太郎

(連絡先)

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号
平和不動産北浜ビル4階

電話番号

あさひパートナーズ法律事務所
TEL 06-6226-8995 FAX 06-6223-5202

NHK 情報公開規程第 7 条第 1 項に基づき、次のとおり開示の求めをします。

<p>開示の求めに係る 文書の題名または 内容 (※1)</p>	<p>〔お求めの文書の特定を容易にするため、文書の題名または知りたいと思う事柄の概要を具体的に記入ください。〕 平成25年10月2日開催の第5回指名部会議事録に記載されている「備忘録」を開示してください。 (同議事録に「原則を踏まえつつ規定運用の柔軟性を確保し、また、細則に代わるものとする」に、別に備忘録を作成し、</p>
<p>開示を求める理由 〔本欄の記入は 任意です。〕</p>	<p>〔お求めの内容に即した文書が無い場合でも、お求めの趣旨に沿って情報の提供ができる場合がありますので、差し支えなければ、文書の開示を求める理由を具体的に記入ください。〕 この内容について指名部会として合意した」との記載があります。</p>
<p>希望する開示方法 (※2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> コピーの提供 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送を希望)</p>

※1 お求めの文書が、開示の求めの対象外のため開示できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 該当する□内に✓印を記入してください。なお、閲覧で次に掲げる場合に要するコピーの費用、コピーの提供に要する費用、郵送の際の郵送料については、開示の求めを行う方のご負担となります。

- ・ 原本の保存に支障を生じるおそれがある場合
- ・ 原本の一部を開示する場合
- ・ 原本が常用されている場合
- ・ その他正当な理由がある場合

<p>備考 〔この欄は記入し ないでください。〕</p>	<p>受付年月日 受付放送局 情報公開担当者</p>	<p>電話番号 (内線)</p>
--------------------------------------	------------------------------------	-----------------------

様式第 1 号

開 示 の 求 め

2014 年 2 月 18 日

日本放送協会会長 殿

郵便番号

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所または事業所の所在地)

フリガナ
名前 (法人その他の団体にあっては、名称および開示の求めを行う方のお名前)

白井 啓太郎

(連絡先)

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号
平和不動産北浜ビル4階

電話番号

あさひパートナーズ法律事務所
TEL06-6226-8995 FAX06-6223-5202

NHK情報公開規程第7条第1項に基づき、次のとおり開示の求めをします。

<p>開示の求めに係る 文書の題名または 内容 (※1)</p>	<p>〔お求めの文書の特定を容易にするため、文書の題名または知りたいと思う事柄の概要を具体的に記入してください。〕 放送法、経営委員会規程および「経営委員の服務に関する準則」の遵守につき各経営委員が提出した「誓約書」を開示してください。</p>
<p>開示を求める理由 〔本欄の記入は 任意です。〕</p>	<p>〔お求めの内容に即した文書が無い場合でも、お求めの趣旨に沿って情報の提供ができる場合がありますので、差し支えなければ、文書の開示を求める理由を具体的に記入してください。〕</p>
<p>希望する開示方法 (※2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> コピーの提供 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送を希望)</p>

※1 お求めの文書が、開示の求めの対象外のため開示できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 該当する□内に✓印を記入してください。なお、閲覧で次に掲げる場合に要するコピーの費用、コピーの提供に要する費用、郵送の際の郵送料については、開示の求めを行う方のご負担となります。

- ・ 原本の保存に支障を生じるおそれがある場合
- ・ 原本の一部を開示する場合
- ・ 原本が常用されている場合
- ・ その他正当な理由がある場合

<p>備 考 〔この欄は記入し ないでください。〕</p>	<p>受付年月日 受付放送局 情報公開担当者</p>	<p>電話番号 (内線)</p>
---------------------------------------	------------------------------------	-----------------------

様式第 1 号

開 示 の 求 め

2014 年 2 月 18 日

日本放送協会会長 殿

郵便番号

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所または事業所の所在地)

フリガナ
名前 (法人その他の団体にあっては、名称および開示の求めを行う方のお名前)

白井 啓太郎

(連絡先)

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号
平和不動産北浜ビル4階

電話番号

あさひパートナーズ法律事務所
TEL 06-6226-8995 FAX 06-6223-5202

NHK情報公開規程第7条第1項に基づき、次のとおり開示の求めをします。

<p>開示の求めに係る 文書の題名または 内容 (※1)</p>	<p>〔お求めの文書の特定を容易にするため、文書の題名または知りたいと思う事柄の概要を 具体的にご記入ください。〕</p> <p>平成25年11月26日開催の第9回指名部会議事録に 「現任会長の業績評価について、資料をもとに議論を」と 記載されている当該「資料」を開示してほしい。</p>
<p>開示を求める理由 〔本欄の記入は 任意です。〕</p>	<p>〔お求めの内容に即した文書が無い場合でも、お求めの趣旨に沿って情報の提供ができる 場合がありますので、差し支えなければ、文書の開示を求める理由を具体的にご記入く ださい。〕</p>
<p>希望する開示方法 (※2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> コピーの提供 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送を希望)</p>

※1 お求めの文書が、開示の求めの対象外のため開示できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 該当する□内に✓印を記入してください。なお、閲覧で次に掲げる場合に要するコピーの費用、コピーの提供に要する費用、郵送の際の郵送料については、開示の求めを行う方のご負担となります。

- ・ 原本の保存に支障を生じるおそれがある場合
- ・ 原本の一部を開示する場合
- ・ 原本が常用されている場合
- ・ その他正当な理由がある場合

<p>備 考 〔この欄は記入し ないでください。〕</p>	<p>受付年月日 受付放送局 情報公開担当者</p>	<p>電話番号 (内線)</p>
---------------------------------------	------------------------------------	-----------------------

様式第 1 号

開 示 の 求 め

2014 年 2 月 18 日

日本放送協会会長 殿

郵便番号

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所または事業所の所在地)

フリガナ
名前 (法人その他の団体にあっては、名称および開示の求めを行う方のお名前)

白井 啓太郎

(連絡先)

〒541-0041 大阪市中央区北浜2丁目1番5号
平和不動産北浜ビル4階

電話番号

あさひパートナーズ法律事務所
TEL 06-6226-8995 FAX 06-6223-5202

NHK 情報公開規程第 7 条第 1 項に基づき、次のとおり開示の求めをします。

<p>開示の求めに係る 文書の題名または 内容 (※1)</p>	<p>〔お求めの文書の特定を容易にするため、文書の題名または知りたいと思う事柄の概要を 具体的にご記入ください。〕 平成25年12月13日開催の第10回指名部会議事録に付、審議後、 各被推薦者について会長候補者として推薦するかについて、各人毎に 採決の結果、会長候補者として、指名部会委員の過半数の賛成を 得に被推薦者は1名のみであった。との記事があり、この過 半数の賛成を得に被推薦者の請決数(賛成議決数)をお知らせください。</p>
<p>開示を求める理由 〔 本欄の記入は 任意です。 〕</p>	<p>〔お求めの内容に即した文書が無い場合でも、お求めの趣旨に沿って情報の提供ができる 場合がありますので、差し支えなければ、文書の開示を求める理由を具体的にご記入く ださい。〕</p>
<p>希望する開示方法 (※2)</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> コピーの提供 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送を希望)</p>

※1 お求めの文書が、開示の求めの対象外のため開示できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※2 該当する□内に✓印を記入してください。なお、閲覧で次に掲げる場合に要するコピーの費用、コピーの提供に要する費用、郵送の際の郵送料については、開示の求めを行う方のご負担となります。

- ・ 原本の保存に支障を生じるおそれがある場合
- ・ 原本の一部を開示する場合
- ・ 原本が常用されている場合
- ・ その他正当な理由がある場合

<p>備 考 〔 この欄は記入し ないでください。 〕</p>	<p>受付年月日 受付放送局 情報公開担当者</p>	<p>電話番号 (内線)</p>
---	------------------------------------	-----------------------

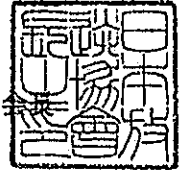
文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様

日本放送協会



平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	「指名部会規則」（平成25年7月23日開催の第1回指名部会議事録に記載があります。）を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様



日本放送協会

平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

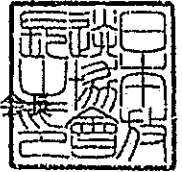
開示の求めに係る文書の題名または内容	「NHK会長任命にかかる内規（平成23年6月28日制定）」を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様



日本放送協会 会長

平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案（平成25年10月8日改正）」を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様



日本放送協会

平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	平成25年10月8日開催の第5回指名部会議事録に記載されている「備忘録」を開示してください。 （同議事録に、「原則を踏まえつつ規定運用の柔軟性を確保し、また、細則に代わるものとするために、別に備忘録を作成し、この内容について指名部会として合意した」との記載があります。）
開示することができない理由	お求めの文書は、指名部会議事録に原則を踏まえつつ、規程運用の柔軟性を確保し、また細則に代わるものとして作成しています。会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

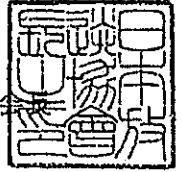
文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様

日本放送協会



平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

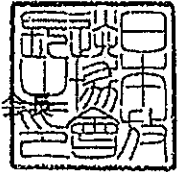
開示の求めに係る文書の題名または内容	放送法、経営委員会規程および「経営委員の服務に関する準則」の遵守につき各経営委員が提出した「誓約書」を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがありNHK情報公開規程第8条1項3号に該当するため、また会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様



日本放送協会

平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	平成25年11月26日開催の第8回指名部会議事録に「現任会長の業績評価について、資料をもとに議論した。」と記載されている当該「資料」を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため、また当時の会長の評価等の情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがありNHK情報公開規程第8条1項3号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様



日本放送協会

平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	平成25年12月13日開催の第10回指名部会議事録に「3. 審議後、各被推薦者について会長候補者として推薦するかについて、各人毎に採決した結果、会長候補者として、指名部会委員の過半数の賛成を得た被推薦者は1名のみであった。」との記載があります。この過半数の賛成を得た被推薦者の議決数（賛成議決の数）をお知らせください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)